

## 海津市後援等に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、海津市が共催、後援（以下「後援等」という。）を行う事業の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同で開催することをいう。

(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、名義貸与を行うことをいう。

(対象事業)

第3条 本市が後援等を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 学術、教育、文化、スポーツ等公共の福祉の向上に寄与するもの

(2) 営利を主たる目的としないもの

(3) 政治活動又は宗教活動でないもの

(4) 不特定多数の市民を対象としているもの

(5) 暴力行為や迷惑、侵害となるようなことのないもの

(6) その他公共性について積極的であると認められるもの

(対象団体)

第4条 本市が後援等を行う団体は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体

(2) 公益法人その他これに準ずる団体（政治活動及び宗教活動を行う団体を除く。）

(3) 市民生活、地域経済、報道機関、教育、文化及びスポーツ団体等で規約、事務局、会計及び活動内容が明確な団体

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が適当と認める団体

(承認申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等承認申請書(様式第1号)に市長が求める資料を添えて事業開催日の30日前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(後援等の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を十分審査し、適当と認める場合には、後援等承認許可書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

2 申請者は、前項の通知を受けた後、後援等の内容に変更が生じた場合は、後援等内容変更届出書（様式第3号）により速やかに市長に届けなければならない。

(後援等の取消)

第7条 市長は、後援等について虚偽の申請や内容等に著しい変更があった場合には、後援等を取り消すことができる。

(報告)

第8条 申請者は、当該事業終了後後援等報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に報告するものとする。ただし、市長がその報告が必要でないとした場合はこの限りでない。

(処理等)

第9条 後援等の申請に係わる事務処理等については、関係課の意見を徴し、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。